

株式会社グランビスタホテル&リゾートにかかる債権の譲渡について

2013年8月30日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、下記の再生支援対象事業者にかかる債権の譲渡を行うこととしました。これにより、機構が再生支援対象事業者に対して持つ債権は一切なくなります。なお、債権の譲渡後も、機構が保有する再生支援対象事業者に対する株式は、全て継続して保有しております。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社グランビスタホテル&リゾート

2. 経緯

再生支援対象事業者につきましては、2011年12月1日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、2012年2月2日に法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

同年3月14日には、事業再生計画に沿って、機構は2,849百万円の現金出資（※1）により普通株式3,733万3,800株（普通株式に占める割合約99.6%）及びA種優先株式200万株（A種優先株式に占める割合100%）を取得していました。

その後、機構は再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生が順調に進行しつつあることから、機構が保有する債権について2013年9月25日付で株式会社みずほ銀行に譲渡することとしました。

（※1）出資額は、既存株主から譲り受けた株式の取得価額と、再生支援対象事業者への出資額の合計額となります。

（注）債権譲受会社の概要は別紙のとおりです。

3. 債権額等

機構は、再生支援対象事業者に対する元本 25,789 百万円の債権に関し、関係金融機関等から額面 1,167 百万円の債権買取を行い、その後担保処分等による一部弁済（29 百万円）を受けていましたが、2013年9月25日に残債権額 1,137 百万円を株式会社みずほ銀行に対して全て譲渡することとしました。

4. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣：意見なし

以上

(別紙) 債権譲受会社の概要

◆ 株式会社みずほ銀行

住所 : 東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 3
代表者 : 佐藤 康博
設立 : 2013 年 7 月 1 日
資本金 : 1 兆 4,040 億円 (2013 年 7 月 1 日現在)
従業員数 : 2 万 6,564 人 (2013 年 7 月 1 日現在)
主な株主 : 株式会社みずほフィナンシャルグループ
事業内容 : 銀行業